

地域産業活性化計画推進事業認定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は商工会・商工会議所が策定した「地域産業活性化計画」で定める目標を達成するために、意欲ある事業者グループが推進する域外需要の獲得につながる事業（以下、「推進事業」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(認 定)

第2条 推進事業について、知事の認定を受けようとする者は、本要領に定める手続きにより認定申請を行わなければならない。

(申 請)

第3条 認定を受けようとする者は、申請期間内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) 参加事業者の概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 県税に未納がないことを証する証明書又は申出書（様式第4号）
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書又は申出書（様式第4号）
- (6) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (7) 会社案内
- (8) 暴力団排除に係る誓約書（様式第5号）

(申請の募集)

第4条 県は、期間を定め、認定を受けようとする者からの申請を募集する。

(申請対象者)

第5条 認定申請ができる者は、地域産業活性化計画において注力すべき分野として掲げる業種の事業者2者以上のグループであり、原則、県内に本社又は事業拠点を有する事業者で構成されるグループとする。

(審査会)

第6条 知事は、審査会を設置し、審査会において申請があった案件について審査を行う。

2 審査会は、付託された申請案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査結果を知事に報告する。

- (1) 事業実施地域における地域産業活性化計画の注力すべき分野との適合性
- (2) 事業計画の実現可能性
- (3) 域外需要の獲得
- (4) その他審査会において必要と認めた事項

(認定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による審査結果に基づき認定するものとし、認定をしたときは速やかに申請者にその旨を通知する。

(認定内容の変更)

第8条 認定を受けた者は、第7条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書(様式第6号)を、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業の目的達成に大きく影響を及ぼすなど、著しい変更が生じるときは、事業認定変更申請書(様式第7号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 知事は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適正であると認めるときは、承認するものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするにあたり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、事業計画の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた者は、速やかに報告しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定による要件を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 事業計画を中止又は廃止したとき

(雑 則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月24日から施行する。